

令和7年度
大分県福祉のまちづくり推進協議会

参考資料

- | | |
|----------------------------|------|
| (1) 大分県福祉のまちづくり条例の概要 | P 1 |
| (2) 大分県福祉のまちづくり条例適合証交付施設一覧 | P 4 |
| (3) バリアフリー法の概要及び同法施行令改正内容 | P 5 |
| (4) 大分あったか・はーと駐車場利用証制度チラシ | P 25 |
| (5) 用語集 | P 27 |

1 「特定施設」整備促進のための仕組み

①「特定施設」の「基礎的基準」「誘導的基準」の策定（条例第12条）

多数の人が利用する施設（特定施設※1）について、高齢者、障がい者等が安全かつ容易に利用できるようにするために必要な基準（基礎的基準）と目標となる基準（誘導的基準）を規定。

②基準に適合した特定施設への適合証の交付（条例第16条）

基礎的基準又は誘導的基準に適合した特定施設が、希望する場合には、適合証を交付し、施設利用者への情報提供等に資することとする。

③「特別特定施設」新築等の際の届出等（条例第18条、第19条、第20条、第21条）

特定施設のうち、規則で定めるもの（特別特定施設※2）の新築等をしようとする際は、着工30日前までに届出が必要。基礎的基準に適合した整備（適用除外となる場合（※3）を除く）が行われるよう、指導・助言を実施。無届けで工事に着手したとき、届出の内容と異なりかつ基礎的基準に適合していない工事を行ったとき、正当な理由なく指導・助言に従わなかったときは、勧告・公表ができる。

新築等の届出の内容に変更がある際、工事を完了した際にも届出が必要。

- ※1 特定施設 : 多数の者が利用する建築物及び道路・公園その他の公共の用に供する施設で施行規則で規定するもの。
- ※2 特別特定施設 : 面積要件を満たした特定施設。施行規則で規定。
- ※3 適用除外となる場合 :
 - ・基礎的基準に適合する場合と同等以上に安全かつ容易に利用することができる場合
 - ・構造、利用の目的、地形、敷地の状況等により基礎的基準への適合が困難である場合

2 基礎的基準・誘導的基準の具体例

例1：出入口

① 基礎的基準

イ 幅は、内のを 80センチメートル以上とすること（口に掲げるものを除く。）。

② 誘導的基準

（一）多数の者が利用する出入口（（二）に規定するもの並びにエレベーターのかご及び昇降路に設けられるものを除き、かつ二以上の出入口を併設する場合には、そのうち一以上のものに限る。）は、次に掲げるものとする。

イ 幅は、内のを 90センチメートル以上とすること。

（二）多数の者が利用する直接地上へ通ずる出入口のうち一以上のものは、次に掲げるものとする。

イ 幅は、内のを 135センチメートル以上とすること。

例2：駐車場

① 基礎的基準

（一）不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、そのうち一以上に、車いす使用者が安全かつ容易に利用することができる駐車施設（以下「車いす使用者用駐車施設」という。）を 一以上設けること。

② 誘導的基準

（一）多数の者が利用する駐車場には、当該駐車場の全駐車台数が二百以下の場合には当該駐車台数に五十分の一を乗じて得た数以上、全駐車台数が二百を超える場合は当該駐車台数に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上の車いす使用者用駐車施設を設けること。

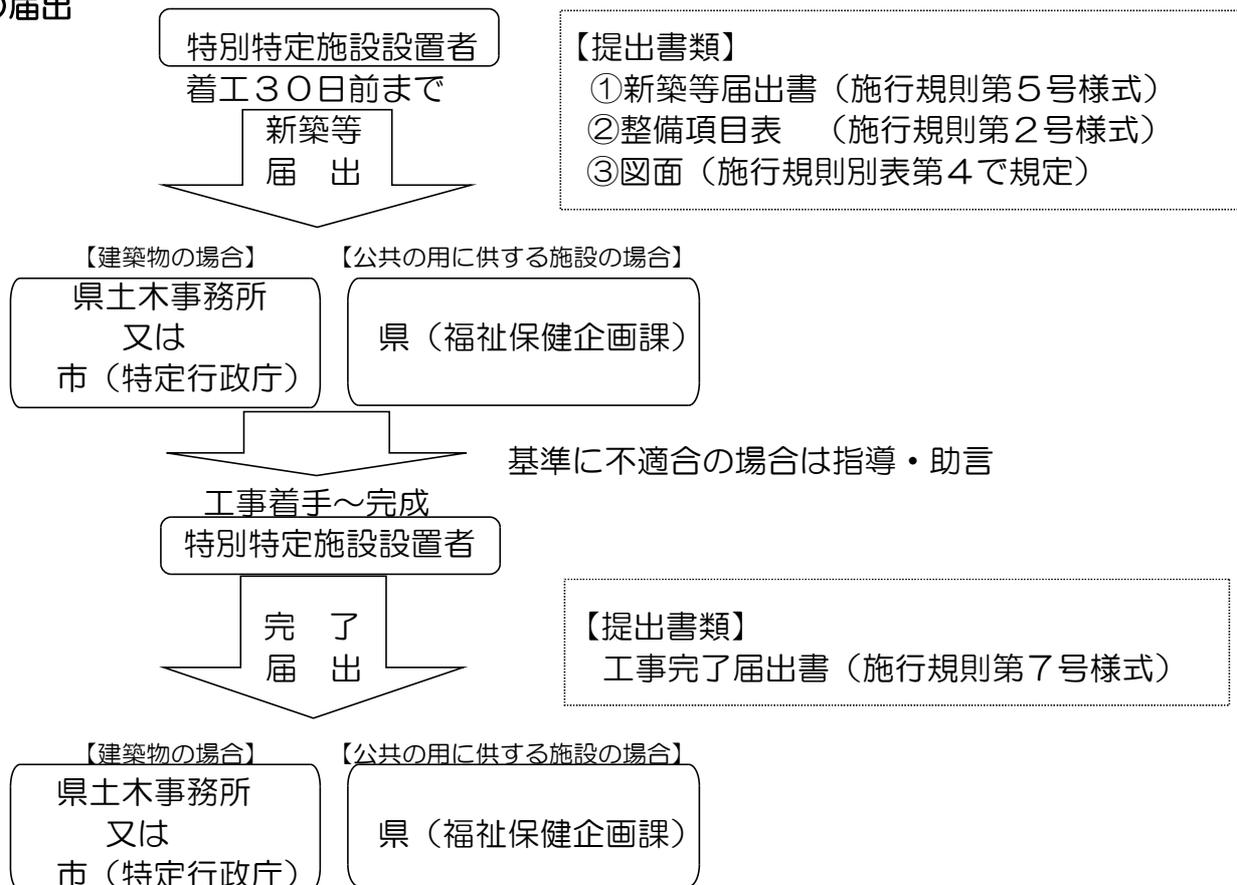
2 条例の対象となる施設

- 特定施設（新築等（新築、新設、増築、改築、移転、大規模の修繕又は大規模の模様替）を行う際に、基礎的基準への適合努力義務がある施設）
- 特別特定施設（特定施設のうち、新築等を行う際に、基礎的基準への適合義務があり、かつ工事着工前及び工事完了後の届出が必要な施設）

	特 定 施 設		特別特定施設
建 築 物	1	学校、専修学校又は各種学校	1,000㎡超
	2	病院又は診療所	すべて
	3	老人保健施設	すべて
	4	劇場、観覧場、映画館、演芸場その他の興行場	1,000㎡超
	5	集会場、公会堂その他これらに類するもの	1,000㎡超
	6	展示場	1,000㎡超
	7	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	1,000㎡超
	8	ホテル、旅館その他の宿泊施設	1,000㎡超
	9	事務所（23に掲げるものを除く）	3,000㎡超
	10	共同住宅又は寄宿舎	50戸／室超
	11	保護施設、老人福祉施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護及び行動援護を除く。）を行う施設、身体障害者社会参加支援施設、母子福祉施設、児童福祉施設その他これらに類するもの	すべて
	12	体育館、水泳場、ボート場その他の体育施設又は遊技場	1,000㎡超
	13	博物館、美術館又は図書館	1,000㎡超
	14	公衆浴場	1,000㎡超
	15	飲食店	1,000㎡超
	16	理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	1,000㎡超
	17	自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	1,000㎡超
	18	工場	3,000㎡超
	19	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	1,000㎡超
	20	一般公共の用に供される自動車車庫	1,000㎡超
	21	公衆便所	すべて
	22	火葬場	1,000㎡超
	23	官公庁舎	1,000㎡超
	24	複合用途建築物	3,000㎡超
公共の用に供する施設	道路	道路法に規定する道路	すべて
	公園又は緑地	都市公園法に規定する都市公園	すべて
		児童福祉法に規定する児童遊園	
		港湾法に規定する港湾環境整備施設である緑地	
	路外駐車場	駐車場法に規定する路外駐車場で建築物又は公園・緑地に設けられるもの以外のもの	500㎡以上
	遊園地、動物園、植物園その他これらに類するもの	すべて	

届出等の流れ

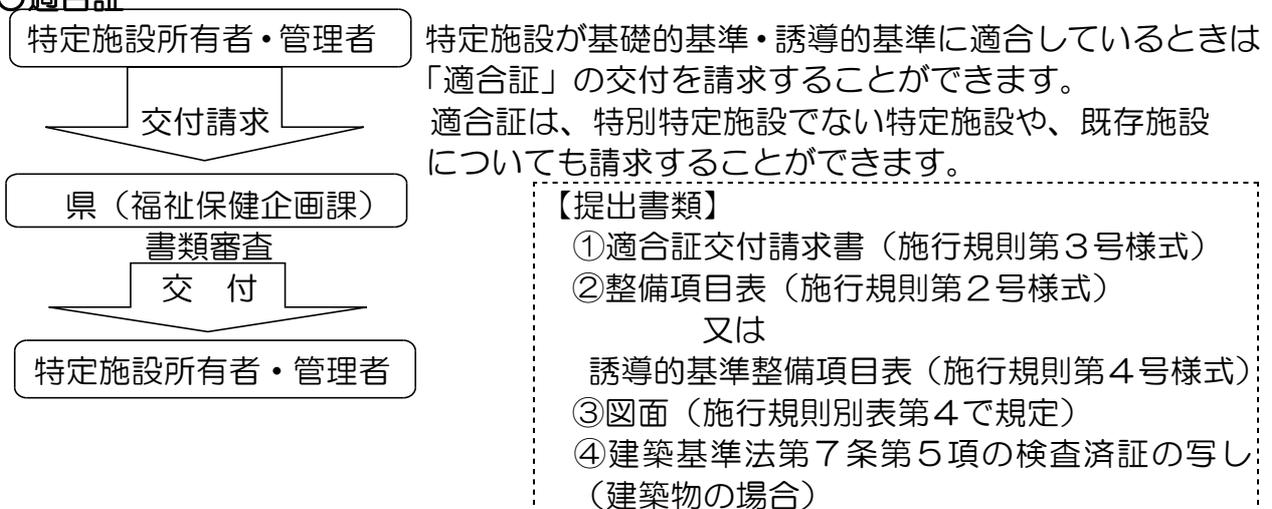
○届出



※ 無届出で工事に着手したとき、届出の内容と異なりかつ基礎的基準に適合していない工事を行ったとき、正当な理由なく指導・助言に従わなかったときは、勧告・公表を行うことがあります。

※【建築物の場合】建築確認申請を指定確認検査機関に行う場合も、福祉のまちづくり条例による届出を県土木事務所又は市の建築指導担当課に行う必要があります。

○適合証



適合証交付施設について

【交付対象施設】

基礎的基準（※1）または誘導的基準（※2）に全部適合した施設の設置者から請求があった場合、「適合証」を交付（平成24年度から制度開始）。

（※1）基礎的基準

高齢者、障がい者等が安全かつ容易に利用できるようにするために必要な基準

（※2）誘導的基準

高齢者、障がい者等がより安全かつ容易に利用できるようにするための目標となる基準



【適合証交付のメリット】

- ・適合証交付により、施設のイメージアップが図られる。
- ・適合証の交付を受けた施設名を県庁のホームページで紹介。

No.	施設の名称	所在地	用途	基準	交付日
1	大分県厚生連鶴見病院	別府市大字鶴見4333番地	病院	誘導的基準	H25.1.28
2	ミスターマックス西大分店	大分市大字生石字下ノ田145番27	物品販売・サービス	基礎的基準	H25.5.21
3	共同生活ホーム 明日風	臼杵市大字前田字南平37-1 ほか3筆	有料老人ホーム	基礎的基準	H26.3.31
4	みなはるの里	大分市大字皆春字江添262-1 ほか6筆	老人複合施設・診療所	基礎的基準	H26.4.23
5	グループホーム明日風	臼杵市大字搔懐字ピワガ淵27番2 ほか1筆	認知症老人グループホーム	基礎的基準	H26.5.29
6	大分記念病院 有料老人ホーム	大分市大字羽屋字不定287番2	有料老人ホーム、 デイサービスセンター	基礎的基準	H26.6.18
7	大分県立美術館	大分市寿町65番 ほか9筆	美術館	基礎的基準	H27.3.27
8	北九州銀行 中津支店	中津市島田字村田527-8 ほか2筆	銀行	基礎的基準	H27.7.16
9	HIひろせスーパーコンポ 明野店	大分市大字猪野字飛川1612-10 ほか11筆	物品販売店舗	基礎的基準	H27.7.30
10	B i v i 日出	速見郡日出町字佐尾3244番地1 ほか3筆	社会教育施設 及び物品販売施設	基礎的基準	H27.8.18
11	三井物産株式会社 九州支店	大分市舞鶴町1丁目50-1 ほか6筆	事務所	基礎的基準	H28.3.30
12	HIひろせ大在店	大分市大字横田字34番3 ほか75筆	物品販売店舗	基礎的基準	H29.6.1
13	HIひろせSUC竹田店	竹田市大字君ヶ園字トチセ402-12 ほか19筆	物品販売店舗	基礎的基準	H30.11.7
14	大分オーバ	大分市中央町1-2-7	物品販売店舗	基礎的基準	H31.3.8
15	ゆめマート日田店	日田市大字十二町字前田558番1 ほか22筆	食料品販売店舗	基礎的基準	H31.4.9
16	大分県立武道スポーツ センター	大分市大字横尾一平方1427番地 ほか3筆	体育館	基礎的基準	H31.4.19
17	荻げんきこども園	竹田市荻町馬場字桜山452番地	認定こども園	基礎的基準	R2.1.8
18	Retirement home R2+	中津市字高畑下ノ町2088-1 ほか5筆	有料老人ホーム	基礎的基準	R2.3.5
19	ビジネスホテル別府駅前	別府市駅前町1932-1 ほか1筆	ホテル	基礎的基準	R2.7.3
20	(仮称) けあビジョンホーム臼杵	臼杵市野津町大字落谷乙見1844番1 ほか2筆	認知症高齢者 グループホーム	基礎的基準	R4.7.14
21	(仮称) ナーシングホーム別府	別府市大字野田バンゴ石129-1 ほか1筆	老人福祉施設	基礎的基準	R5.3.6
22	アステム営業部物流倉庫	大分市大道2-3-8	工場	基礎的基準	R5.4.27
23	大分職業能力開発促進センター	大分市皆春1483-1	その他 (職業訓練校)	基礎的基準	R5.7.12
24	伊予銀行大分支店	大分市府内町3丁目9	銀行	基礎的基準	R6.2.2
25	株式会社しまむら アペイル中津店	中津市大字蛸瀬字高崎848-1	物品販売店舗	基礎的基準	R6.4.16
26	諏訪の杜病院	大分市大字津守888番地の6	病院	基礎的基準	R6.6.4
27	無印良品 日田店舗	日田市大字庄手字堤ノ外648-6の一部 ほか5筆 日田市大字庄手字鰻谷661-1の一部 ほか6筆	工場	基礎的基準	R6.8.30
28	株式会社しまむら ジャンブル宇佐店	宇佐市大字上田字寺ノ前193-1 ほか1筆	物品販売店舗	基礎的基準	R6.10.24
29	株式会社グリーンコープミルク びん牛乳工場	中津市山国町字曾字市場1235番1 ほか5筆	工場	基礎的基準	R7.1.14
30	森永さつき様障がい者グループホーム	中津市大字上宮永仁ノ町284-1 ほか2筆	障がい者 グループホーム	基礎的基準	R7.1.28
31	高田病院	玖珠郡玖珠町帆足259	病院	基礎的基準	R7.5.14

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）

◆バリアフリー法とは…

高齢者や障害者を含むすべての人が安全かつ快適に移動できるよう、社会全体のバリアフリー化を推進する法律

◆バリアフリー法の沿革

平成6年（1994年）に制定された「ハートビル法」（病院やデパートなど不特定かつ多数の人が利用する建物にバリアフリー化を義務付ける法律）と、平成12年（2000年）に制定された「交通バリアフリー法」（鉄道やバスなどの公共交通機関にバリアフリー化を義務付ける法律）を統合・拡充する形で、平成18年（2006年）にバリアフリー新法として施行。

- ・対象者の拡充：身体障がい者、知的・精神・発達障害などのすべての障がいを持つ人が対象に
- ・対象施設の拡充：駐車場、路外駐車場も対象内に
- ・対象範囲：公共交通機関や道路のみ → 路外駐車場、公園、福祉輸送車両まで拡充されるとともに、不特定多数の人間が利用する床面積2,000㎡以上の建築物、または高齢者や障がい者などが利用する建築物(*)も対象に
*病院・百貨店・ホテル・老人ホーム・美術館 など

⇒バリアフリー法の基準は建築確認の際に適合すべき「建築基準関係規定」として組み込まれ、法的拘束力を持つ（＝適合しない場合は建築確認が下りない）

（特別特定建築物の建築主等の基準適合義務等）

- 第十四条 建築主等は、特別特定建築物の政令で定める規模以上の建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この条において同じ。）をしようとするときは、当該特別特定建築物（以下この条において「新築特別特定建築物」という。）を、移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する政令で定める基準（以下「建築物移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。
- 2 建築主等は、その所有し、管理し、又は占有する新築特別特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。
 - 3 地方公共団体は、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、前二項の規定のみによっては、高齢者、障害者等が特定建築物を円滑に利用できるようにする目的を十分に達成することができないと認める場合においては、特別特定建築物に条例で定める特定建築物を追加し、第一項の建築の規模を条例で同項の政令で定める規模未満で別に定め、又は建築物移動等円滑化基準に条例で必要な事項を付加することができる。
 - 4 前三項の規定は、建築基準法第六条第一項に規定する建築基準関係規定とみなす。

バリアフリー法(建築物分野)の概要

特定建築物【令第4条】

多数の者が利用する建築物

(例)「学校」「卸売市場」「事務所」
「共同住宅」「工場」など

特別特定建築物【令第5条】

不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物他

(例)「公立小中学校」「百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗」「不特定かつ多数の者が利用する官公署」「飲食店」「サービス業を営む店舗」など

※条例により、特別特定建築物に特定建築物の追加が可能

新築、増築、改築、用途変更、修繕又は模様替えについて、建築物移動等円滑化基準への適合努力義務

① 2,000㎡以上(公衆便所については50㎡以上)の新築、増築、改築※1
又は用途変更について、建築物移動等円滑化基準への適合義務

② 2,000㎡未満、及び既存建築物に対して建築物移動等円滑化基準への適合努力義務

※条例により、面積要件の引下げが可能

※1:増改築部分のみが義務化の対象

建築物移動等円滑化基準【令第10条～第25条】【最低限のレベル】

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために必要な建築物特定施設※2の構造及び配置に関する基準
(例)・車椅子使用者と人がすれ違える廊下幅を1以上確保 ・車椅子使用者用のトイレが原則、各階にある など
※2:出入口、廊下、階段、エレベーター、トイレ、ホテルの客室、劇場等の客席、敷地内通路、駐車場等を指す。

※条例により、必要な事項の付加可。また、500㎡未満の建築物に対する建築物移動等円滑化基準の一部を規模等に応じて設定可

建築物移動等円滑化誘導基準【省令】【望ましいレベル】

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設※3の構造及び配置に関する基準。

(※3:義務づけの対象ではない)

(例)・車椅子使用者同士がすれ違える廊下幅の確保 ・車椅子使用者用のトイレが便所ごとにある など

計画の認定【法第17条】(建築物移動等円滑化誘導基準を満たし、所管行政庁の認定を受けると、「シンボルマークの表示制度」、「容積率の特例」などの支援措置を受けることができる。)

バリアフリー法の対象となる建築物について

バリアフリー法の対象となる建築物

<p>特定建築物 (新築、増築、改築、用途変更、修繕又は模様替えについて、建築物移動等円滑化基準への適合努力義務)</p>	<p>特別特定建築物 (2,000㎡以上(公衆便所については50㎡以上)の新築、増築、改築又は用途変更について、建築物移動等円滑化基準への適合義務)</p>
1. 学校	1. 小学校、中学校、義務教育学校若しくは中等教育学校(前期課程に係るものに限る。)で公立のもの又は特別支援学校
2. 病院又は診療所	2. 病院又は診療所
3. 劇場、観覧場、映画館又は演芸場	3. 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
4. 集会場又は公会堂	4. 集会場又は公会堂
5. 展示場	5. 展示場
6. 卸売市場又は百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	6. 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
7. ホテル又は旅館	7. ホテル又は旅館
8. 事務所	8. 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署
9. 共同住宅、寄宿舎又は下宿	
10. 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの	9. 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの(主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。)
11. 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	10. 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
12. 体育館、水泳場、ボート場その他これらに類する運動施設又は遊技場	11. 体育館(一般公共の用に供されるものに限る。)、水泳場(一般公共の用に供されるものに限る。) 若しくはボート場又は遊技場
13. 博物館、美術館又は図書館	12. 博物館、美術館又は図書館
14. 公衆浴場	13. 公衆浴場
15. 飲食店又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	14. 飲食店
16. 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	15. 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
17. 自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	
18. 工場	
19. 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	16. 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの
20. 自動車の停留又は駐車のための施設	17. 自動車の停留又は駐車のための施設(一般公共の用に供されるものに限る。)
21. 公衆便所	18. 公衆便所
22. 公共用歩廊	19. 公共用歩廊

便所、劇場等の客席、駐車場に係る バリアフリー基準の見直しについて

令和6年11月

国土交通省 住宅局
参事官(建築企画担当)付

便所に係る 義務基準及び誘導基準の見直し

【義務基準】便所の設置基準について（政令第14条第1項）

- 不特定多数の者等が利用する**便所は、原則、不特定多数の者等が利用する階の数以上**を設ける。
- その設置にあたっては、管理運営方法などを勘案し、その利用に**支障が生じない位置**に設ける。

	ケース1 (標準的な場合)	ケース2 (従業員専用階がある場合)
不特定多数の者等が 利用する便所の設置 イメージ		
階数	5	5
不特定多数の者等が 利用する階の数	5	3
不特定多数の者等が 利用する便所の必要設置数	5以上	3以上

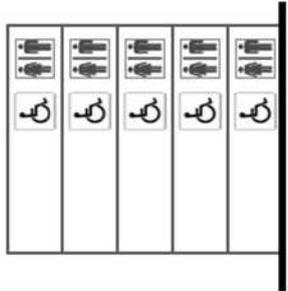
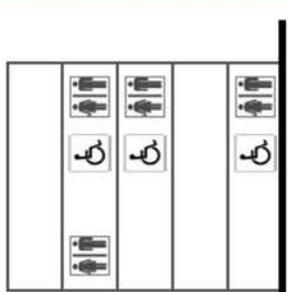
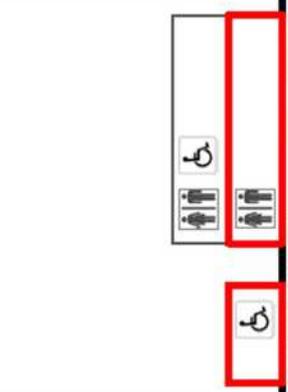
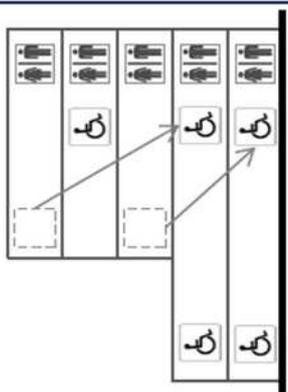
「不特定多数の者等」とは

- ・不特定かつ多数の者、又は主として高齢者、障害者等を指す
- ・従業員のみが利用する階（バックヤードのみの階など）は、特定の者が利用する階であるため、「不特定多数の者等が利用する階」には該当しない

「利用に支障が生じない位置」とは

- ・特定の階に偏ることなく設けることにより、利用上の支障は生じにくい
(例えば、特定の階に必要設置数の全ての便所を設ける等の場合は、利用上の支障が生じる場合がある)

- 車椅子使用者用便房は、原則、不特定多数の者等が利用する便所を設ける階ごとに1箇所以上を設ける。
- ただし、以下の場合を除く。
 - ① 地上階で、車椅子使用者用便房を設ける施設が同一敷地内かつその階の出入口付近にある場合
 - ② 当該階に設けるべき車椅子使用者用便房を別の階に設ける場合
 - ③ 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が1,000㎡未満の階（小規模階）を有する場合
 - ④ 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が10,000㎡超の階（大規模階）を有する場合

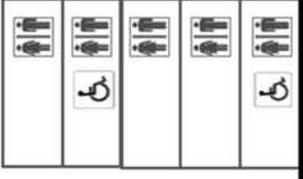
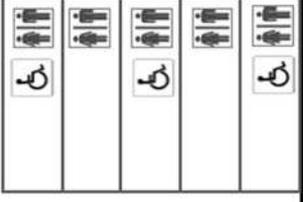
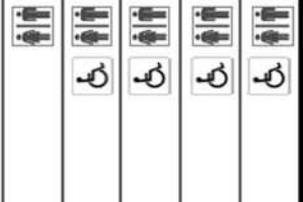
	ケース1	ケース2 (便所のない階がある場合)	ケース3 (①の場合)	ケース4 (②の場合)
車椅子使用者用便房の 設置イメージ				
不特定多数の者等が利用 する便所設置階数	5	3	2	5
車椅子使用者用便房の 必要設置数	5以上	3以上	2以上	5以上

車椅子使用者用便房について男女の区別を設ける場合

- ・男子用、女子用をそれぞれ1箇所以上を設けることが必要
- ・ただし、男子用（又は女子用）の便所のみが設置されている階においては、男子用（又は女子用）の車椅子使用者用便房のみの設置で足りる

【義務基準】車椅子使用者用便房の設置基準について(小規模階)

- 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が1,000㎡未満の階（小規模階）を有する場合、小規模階の床面積の合計が1,000㎡に達する毎に1箇所以上を設ける。
- なお、小規模階における便所設置階の数が面積から算定した箇所数より少ない場合、便所設置階の数とする。

	ケース①	ケース②	ケース③
車椅子使用者用便房の設置イメージ	400～599.8㎡/階 	600～799.8㎡/階 	800～999.8㎡/階 
延べ床面積	2,000～2,999㎡	3,000～3,999㎡	4,000～4,999㎡
不特定多数の者等が利用する便所設置階数	5	5	5
車椅子使用者用便房の必要設置数	2以上	3以上	4以上

車椅子使用者用便房の設置位置

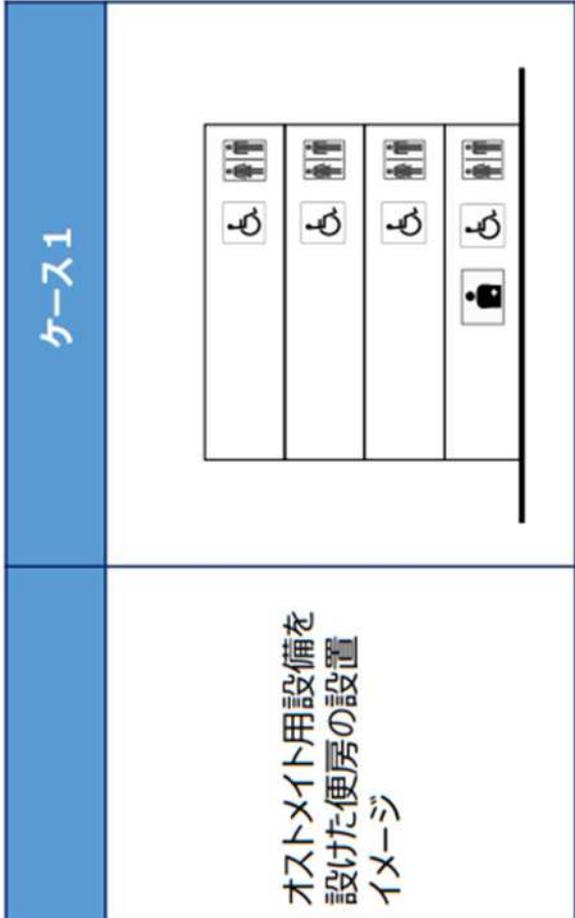
・建築条件に応じた設計の自由度を確保するため、設置位置は任意

【義務基準】車椅子使用者便房の設置基準について(大規模階)

- 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が10,000㎡超の階（大規模階）を有する場合
 - ① 10,000㎡超～40,000㎡以下 **2箇所以上**
 - ② 40,000㎡超～ **20,000㎡毎に1箇所を追加**
- なお、当該階に設ける不特定多数の者等が利用する便所の箇所数が面積から算定した箇所数より少ない場合、当該便所の**箇所数**とする。

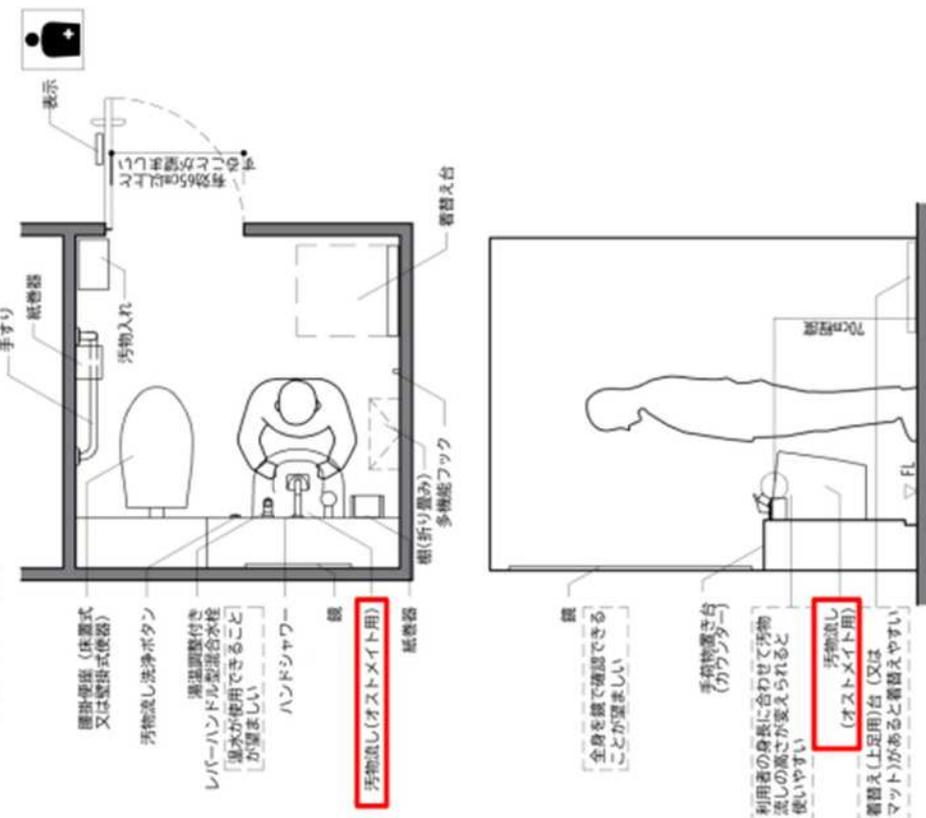
	ケース1	ケース2
車椅子使用者便房の設置イメージ	30,000㎡/階 	70,000㎡/階
各階の床面積から算定する車椅子使用者便房の必要設置数	2	4
当該階の不特定多数の者等が利用する便所設置数	2	3
当該階に設ける車椅子使用者便房の必要設置数	2以上	3以上

- 便所のうち1箇所以上には、オストメイト用設備（高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具）を設けた便房を1箇所以上設ける。
- 男子用小便器のある便所を設ける場合、床置き小便器等を1箇所以上設ける。



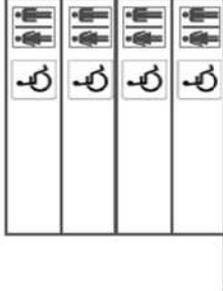
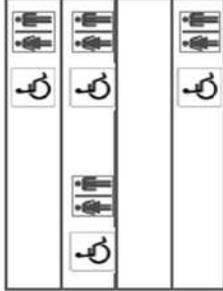
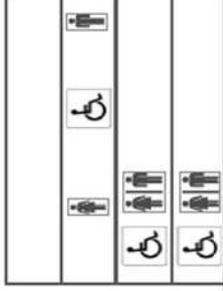
○ ……オストメイト用設備を設けた便房

<オストメイト用設備を設けた便房の設計例>



□：政令で定める構造基準

○ 車椅子使用者用便房は、多数の者が利用する便所内又は当該便所に近接する位置に1箇所以上を設ける。

	ケース1	ケース2	ケース3
車椅子使用者用便房の設置イメージ			
多数の者が利用する便所設置数	4	4	3
車椅子使用者用便房の必要設置数	4	4	3

便所の数え方 (再掲)

・同一階で男子用と女子用が離れて設置されていても、男子用と女子用の1組で1箇所とする

車椅子使用者用便房について男女の区別を設ける場合 (再掲)

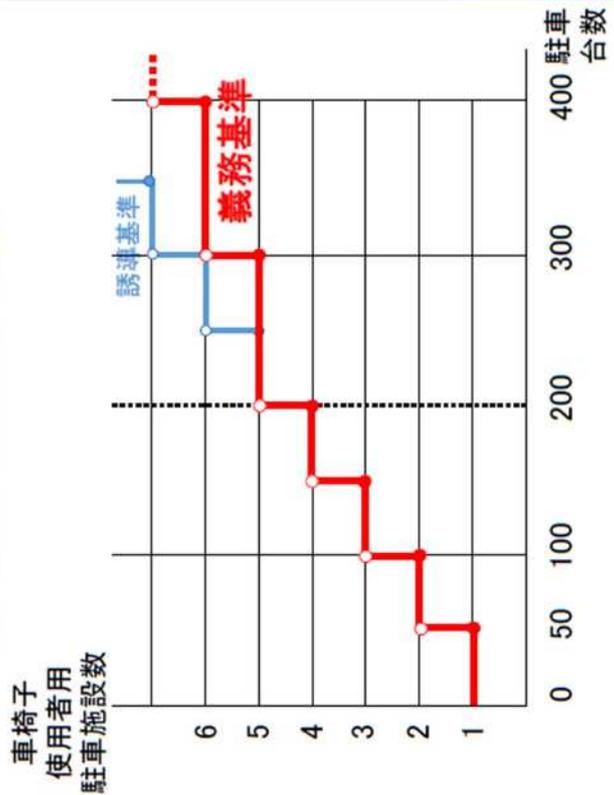
- ・男子用、女子用それぞれに1箇所以上を設けることが必要
- ・ただし、男子用 (又は女子用) のみの便所が設置されている階においては、男子用 (又は女子用) のみの車椅子使用者用便房とすることができる

駐車場に係る 義務基準及び誘導基準の見直し

【義務基準】車椅子利用者用駐車施設の設置基準について(政令第18条第1項)

- 不特定多数の者等が利用する駐車場には、原則、**駐車施設の数に対する割合で定める数以上の車椅子利用者用駐車施設**を設ける。
 - ① 駐車施設の総数が**200以下**の場合 **2%以上**
 - ② 駐車施設の総数が**201以上**の場合 **1% + 2以上**
- 同一敷地内に複数の駐車場を設ける場合は、**駐車施設の総数に対して必要な車椅子利用者用駐車施設の数を算定する。**

<義務基準と誘導基準の比較>



車椅子利用者用駐車施設設置イメージ	複数の駐車場を設ける場合
<p>車椅子利用者用駐車施設設置イメージ</p>	<p>駐車施設の総数 $90 + 60 + 70 + 80 = 300$台 $300 \times 1\% + 2 = 5$台 ※ 駐車場①～④での配置は任意</p>

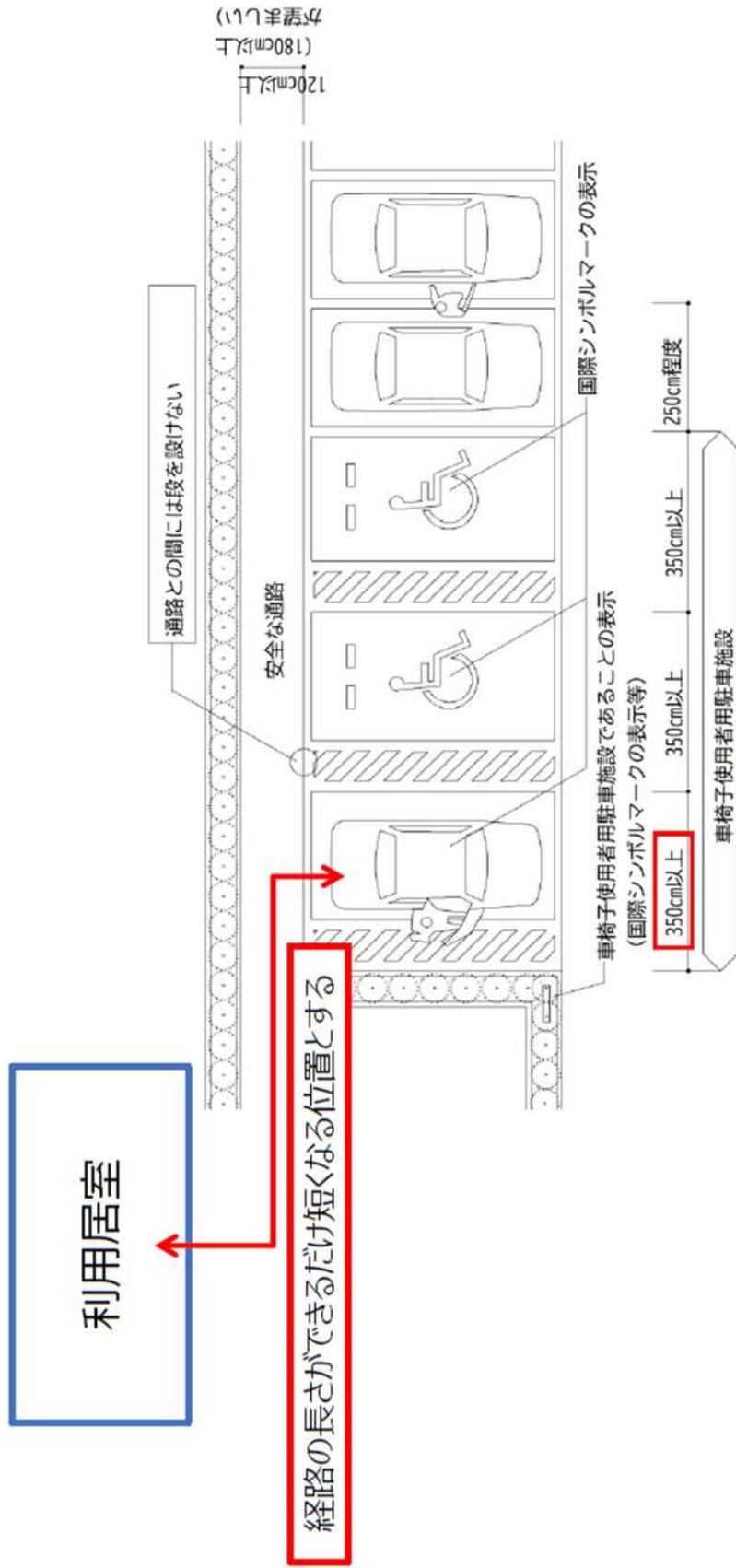
「不特定多数の者等が利用する駐車場」、「当該駐車場に設ける駐車施設」に該当しないものは

- ・従業員のみが利用する駐車場は、「不特定多数の者等が利用する駐車場」に該当しない。
- ・公共用充電施設を有する駐車施設等の使用者が限定される駐車施設は、「当該駐車場に設ける駐車施設」に該当しない。

車椅子使用者用駐車施設の構造について(政令第18条第2項)

- 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。
 - ・幅は、350cm以上とすること。
 - ・当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。

<車椅子使用者用駐車施設的设计例>



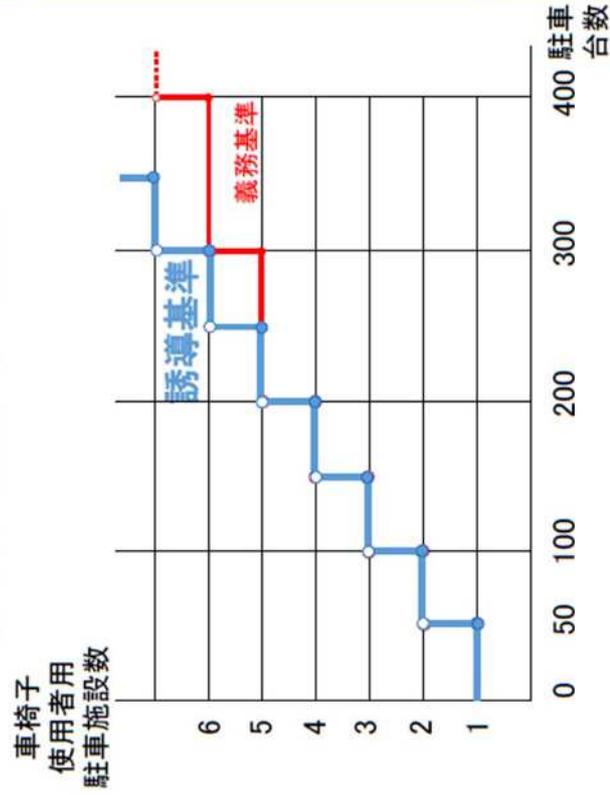
□ : 政令で定める構造基準

※車椅子使用者用駐車施設の路面の青色塗装による利用対象者の情報提供などに取り組みることが重要。

【誘導基準】車椅子利用者用駐車施設の設置基準について(省令第12条)

- 多数の者等が利用する駐車場には、原則、駐車施設の総数の2%以上の車椅子利用者用駐車施設を設ける。
- 同一敷地内に複数の駐車場を設ける場合は、駐車施設の総数に対して必要な車椅子利用者用駐車施設の数を算定する。

＜義務基準と誘導基準の比較＞



車椅子利用者用駐車施設の設置イメージ	複数の駐車場を設ける場合
車椅子利用者用 駐車施設の設置 イメージ	駐車施設の総数 $90 + 60 + 70 + 80 = 300$ 台 300台 $\times 2\% = 6$ 台 ※ 駐車場①～④での配置は任意
車椅子利用者用 駐車施設の必要 設置数	駐車施設の総数 $90 + 60 + 70 + 80 = 300$ 台 300台 $\times 2\% = 6$ 台 ※ 駐車場①～④での配置は任意

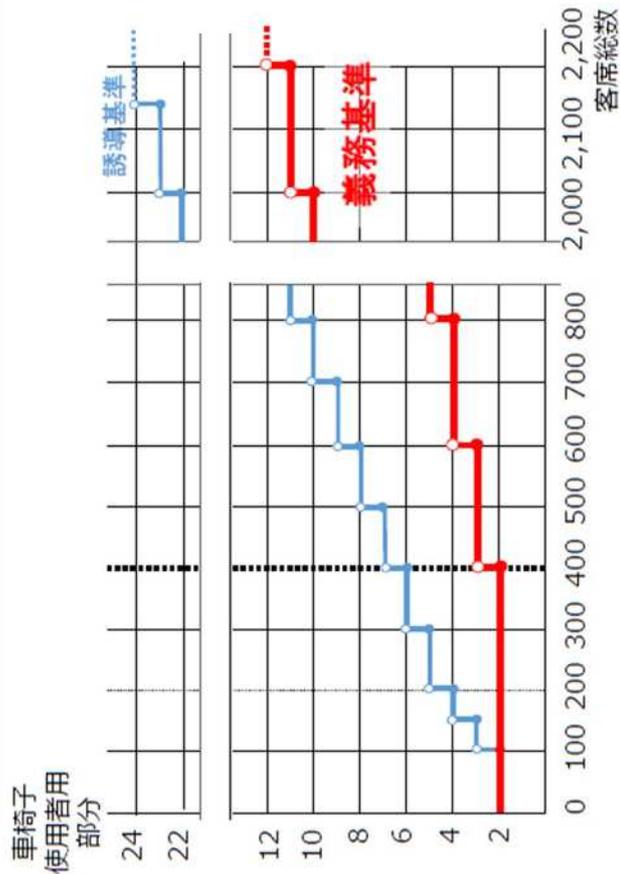
「多数の者等が利用する駐車場に設ける駐車施設」に該当しないものは

・公共用充電施設を有する駐車施設等の使用者が限定される駐車場に設ける駐車施設は、「当該駐車場に設ける駐車施設」に該当しない。

劇場等の客席に係る 義務基準の創設及び誘導基準の見直し

【義務基準】車椅子使用者用部分の設置基準について(政令第15条)

- 劇場等の客席における車椅子使用者用部分は、座席の総数に対する割合で定める数以上を設ける。
 - ① 座席の数が400以下の場合 2以上
 - ② 座席の数が401以上の場合 0.5%以上
- 同一建築物に複数の客席を設ける場合、各客席の座席数に応じて必要な数以上の車椅子使用者用部分を各客席に設ける。



車椅子使用者用部分の設置イメージ	複数の客席を設ける場合
客席① (200席)	客席① (200席)
客席② (200席)	客席② (200席)
客席③ (600席)	客席③ (600席)
ロビー	
車椅子使用者用部分の箇所数	客席① 200席の客席 2箇所以上 客席② 200席の客席 2箇所以上 客席③ 600席の客席 3箇所以上

「客席」とは

・設けられる個別の座席ではなく、劇場等における座席が並べられた室（空間）

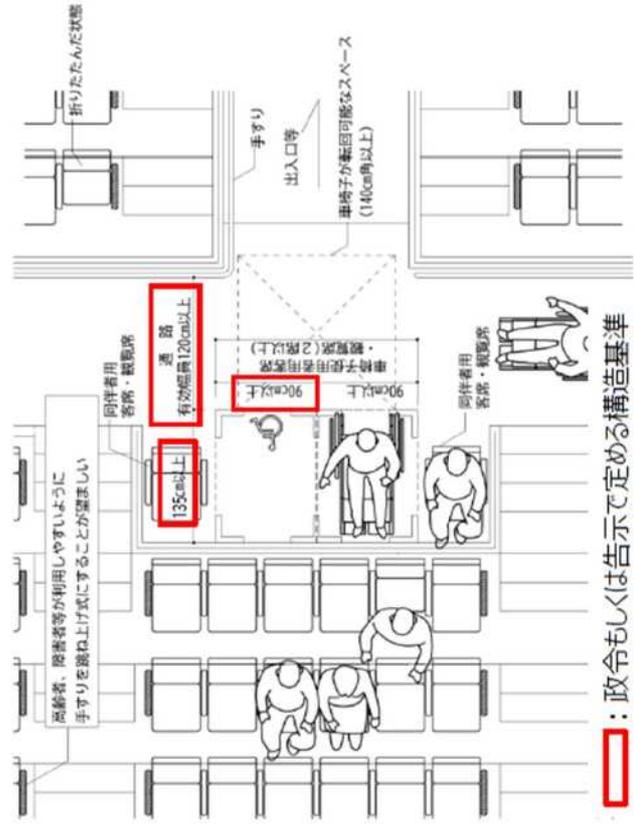
「座席」とは

・床に固定された椅子を有する席（移動可能な席、スタッキングチェア、画面と連動して動く席などは座席に含まない）

【義務基準】車椅子使用者用部分の構造について(政令第19条)

- 車椅子使用者用部分は、次に掲げるものでなければならない。
 - ・幅は、**90cm以上**とすること。
 - ・奥行きは、**135cm以上**とすること。
 - ・床は、**平ら**とすること。
- 客席の出入口から車椅子使用者部分までの経路を**移動等円滑化経路（政令19条）**とする。

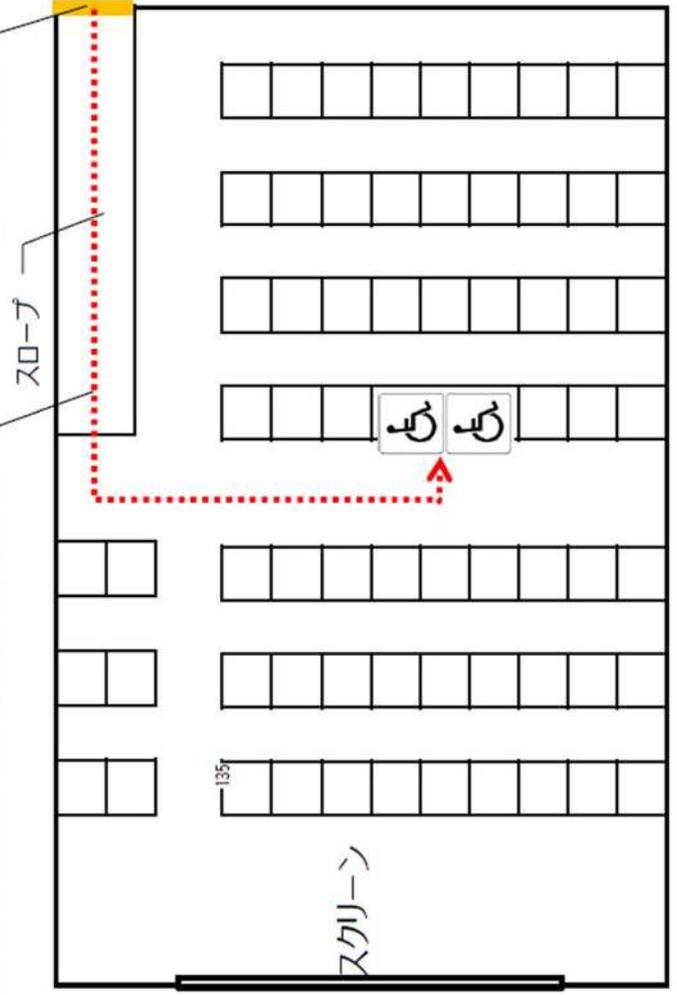
<車椅子使用者部分の設計例>



□ : 政令もしくは告示で定める構造基準

<車椅子使用者部分までの経路のイメージ>

客席の出入口から車椅子使用者部分までの経路のうち、一以上を移動等円滑化経路の基準に適合させる。



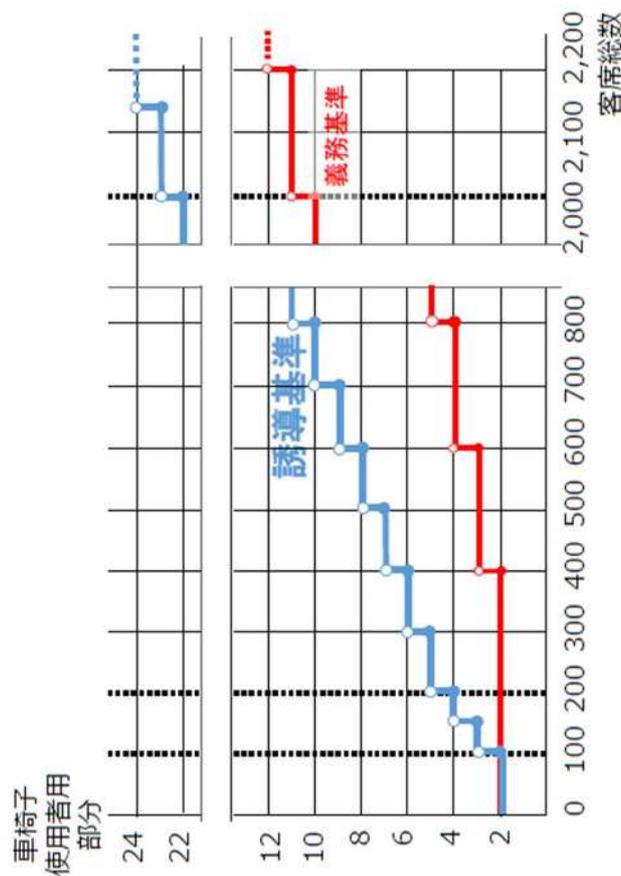
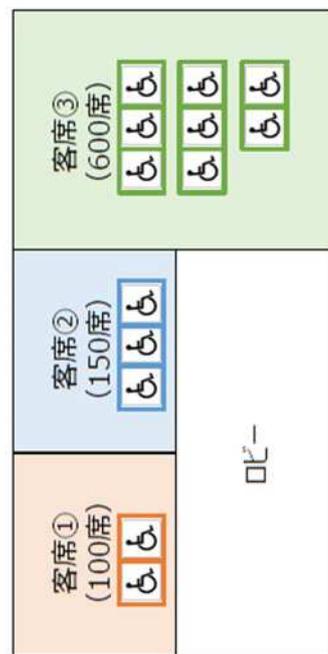
【誘導基準】誘導基準適合車椅子使用者部分の設置基準について(省令第9条の2)

○ 劇場等の客席における誘導基準適合車椅子使用者部分とは、座席の総数に対する割合で定める数以上を設ける。

- ① 座席の数が100以下の場合
- ② 座席の数が101以上200以下の場合
- ③ 座席の数が201以上2000以下の場合
- ④ 座席の数が2001以上の場合

- 2以上
 - 2%以上
 - 1% + 2以上
 - 0.75% + 7以上
- また、③・④の場合は車椅子使用者部分を2箇所以上に分散して設ける。

○ 同一建築物に複数の客席を設ける場合、各客席の座席数に応じて必要な数以上の誘導基準適合車椅子使用者部分^①を各客席に設ける。

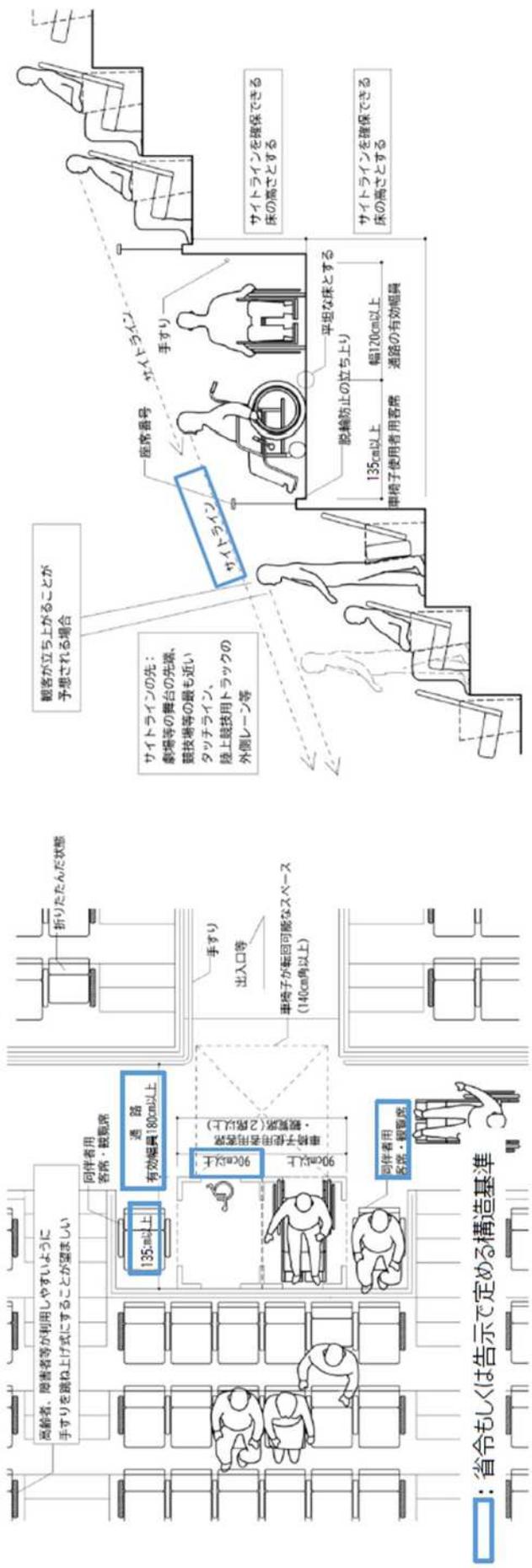

複数の客席を設ける場合


誘導基準適合
車椅子使用者用
部分の箇所数

客席① 100席の客席 2箇所以上
客席② 150席の客席 3箇所以上
客席③ 600席の客席 8箇所以上

- 誘導基準適合車椅子使用者用部分は、次に掲げるものでなければならない。
 - ・幅は、90cm以上とすること。
 - ・奥行きは、135cm以上とすること。
 - ・床は、平らとすること。
 - ・車椅子使用者が舞台等を容易に視認できる構造とすること。
 - ・同伴者用の座席又はスペースを当該誘導基準適合車椅子使用者用部分に隣接して設けること。
 - ・客席の総数が200を超える場合は、2箇所以上に分散して設けること。
- 客席の出入口から誘導基準適合車椅子使用者部分までの経路（車椅子使用者用経路）を廊下、スロープ等の基準（省令第3条、第5条等）に適合させる。

＜誘導基準適合車椅子使用者用部分の設計例＞



□：省令もしくは告示で定める構造基準

大分あったか・はーと 駐車場利用証制度

大分あったか・はーと 駐車場利用証制度とは？

この制度は、公共施設や店舗、医療機関などの車いすマーク駐車場を適正にご利用いただくため、歩行が困難な方などで駐車場の利用に配慮が必要な方に、県が共通の利用証を交付する制度です。



大分あったか・はーと
駐車場の案内表示



大分あったか・はーと駐車場を利用できる方は？

大分あったか・はーと駐車場利用証をお持ちの方です。
対象となる方は、裏面に記載していますのでご確認ください。

利用証の交付

県などで交付します。
(裏面参照)



利用証の使い方



車いすを使用する人は、車の乗り降りの際、ドアを全開にし、乗り移らなければならないので、広いスペースの車いすマーク駐車場が必要です。

利用証をお持ちの方で、広いスペースを必要としない方は、プラスワン区画からご利用していただきますようお願いします。

利用証をお持ちの方でも、同乗者の介助などにより、歩行や車の乗り降りに支障がないときは、他の必要としている方へ譲っていただきますよう配慮をお願いします。

制度の基本となるのは、県民の皆様の一人心のゆずりあい・思いやりの心です。

皆様の御理解と御協力をお願いします。

大分県

対象者 以下の基準に該当する方で、駐車場の利用に配慮が必要な方

区 分		等級	確認書類	交付期間	
身体障がい者	視覚障害	1～4級	身体障害者手帳	交付した日から交付対象者としての基準に該当しなくなるまでの期間	
	聴覚障害又は平衡機能障害	聴覚			2・3級
		平衡機能障害			3～5級
	肢体不自由	上肢			1・2級
		下肢			1～6級
		体幹			1～5級
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能			1・2級
		移動機能			1～6級
	心臓機能障害	1～4級			
	じん臓機能障害	1～4級			
	呼吸器機能障害	1～4級			
	ぼうこう又は直腸の機能障害	1～4級			
	小腸機能障害	1～4級			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1～4級				
肝臓機能障害	1～4級				
知的障がい者	A	療育手帳			
精神障がい者	1級	精神障害者保健福祉手帳			
介護保険被保険者（要介護）	1～5	介護保険被保険者証			
難病の方	右医療受給者証の保有者		<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定疾患医療受給者証 ・ 特定医療費（指定難病）受給者証 ・ 小児慢性特定疾病医療受給者証 		
妊産婦	妊娠7ヶ月から産後12ヶ月までの者 ただし、多胎児妊娠の場合は妊娠6ヶ月から産後3年までの者		母子健康手帳	左記の期間	
けが人	車いす、杖等を使用している者		医師の診断書等	医師の診断書等の日から1年未満で必要と認められる期間	
その他	医師の診断書等により駐車場の利用に配慮が必要と認められる者		医師の診断書等		

利用証の申請 ①電子申請 ②郵送申請 ③窓口申請

①電子申請 大分県福祉保健企画課のホームページから申請が可能です。

②郵送申請 大分県福祉保健企画課で郵送申請を付けています。
「申請書」と上記「交付対象者」に記載の確認書類の写しを同封し、下記の宛先へ郵送してください。
宛先：〒870-8501 大分市大手町3-1-1 大分県福祉保健企画課 あったか・は一と担当

③窓口申請 大分県福祉保健企画課や保健所、協力市町村等の窓口で申請できます。
窓口の詳細は県ホームページで確認してください。

問い合わせ先

大分県福祉保健部 福祉保健企画課 地域福祉班 あったか・は一と担当
TEL 097-506-2591 FAX 097-506-1732 MAIL oita-parking@pref.oita.jp

大分県福祉保健企画課のホームページ ● 「大分県 あったか・は一と」で検索してください。
● 右のQRコードからもアクセスできます。



◎用語集

用語	解説	
バリアフリー法	一体的、総合的なバリアフリー施策を推進するために、ハートビル法と交通バリアフリー法を統合・拡充した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」	
大分県福祉のまちづくり条例関係	特定施設	多数の者が利用する建築物及び道路・公園その他の公共の用に供する施設
	特別特定施設	特定施設のうち一定規模以上の施設
	基礎的基準	高齢者、障がい者等が安全かつ容易に利用できるために必要な基準
	誘導的基準	高齢者、障がい者等がより安全かつ容易に利用できるようにするための目標となる基準
	全部適合	基礎的基準に全ての項目が適合していること
	適用除外	基礎的基準に適合する場合と同等以上に安全かつ容易に利用することができる場合又は構造、利用の目的、地形、敷地の状況等により基礎的基準に適合させることが困難な場合は、基準に適合させなくてよい
	不適合	基礎的基準に合致しないこと(適用除外は除く)
	特定行政庁	建築の確認申請、違反建築物に対する是正命令等の建築行政全般を司る建築主事を置く地方公共団体(県内6市)
	移動等円滑化経路	道等から利用居室に至る経路のうち1以上の経路を、段差がなく通行しやすい幅とした経路
バリアフリー	お年寄りや障がいのある人のために、いまあるバリア(障壁)をなくすこと (玄関の段差をなくしたり、スロープを付けるなど、あとから手を加える)	
ユニバーサルデザイン	バリアフリーを一步進め、すべての人が使いやすいように、はじめから考えてデザインすること	